

設置者へのお願い

「保護者への説明文」について

説明文例①の  部分は、医療費助成制度について記載しています。医療費助成制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)への問合せが多い内容ですが、自治体により取扱いが異なるため、当該自治体の災害共済給付の取扱いを確認したうえで、管内の学校・保育所等に周知していただきますようお願いいたします。

説明文例の掲載例 説明文例①の 部分

ケース1 自治体が医療費助成制度との併用を認めている場合

医療費助成制度を利用した場合は、申請用紙の下段に証明をするようお願いいたします。給付金は調整(自己負担額+医療費総額の1割)されます。

(以下、償還方式の場合)

なお、医療機関の窓口での負担額は、保険診療の医療費総額の3割ですが、医療費助成制度による自己負担額との差額が後日返還されます。

ケース2 自治体が医療費助成制度との併用を認めていない場合

学校の管理下の災害による受診は、医療費助成制度の対象とはなりません。ただし、医療費の総額が5,000円(自己負担額が1,500円)未満の場合は、災害共済給付制度の対象とならないため、医療費助成制度を利用してください。

※災害共済給付制度は、医療費助成制度を利用している場合、自己負担額+医療費総額の1割の給付を行いますが、自治体の条例等により、災害共済給付制度の対象となる医療費が医療費助成制度の対象とならない場合があるため説明文例として掲載しています。

ケース3 国立・私立学校など児童生徒等が複数の自治体から通学しており、一律の取扱いが記載できない場合

医療費助成制度については、各自治体により取扱いが定められています。お住まいの自治体の取扱いに応じて、「医療等の状況」等の申請用紙の下段に証明するようお願いいたします。